

大阪大学産業科学研究所附属国際共同研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学産業科学研究所附属国際共同研究センター規程第5条第2項の規定に基づき、産業科学研究所附属国際共同研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画の基本方針に関すること。

(2) その他運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 産業科学研究所長

(2) 産業科学研究所副所長

(3) センター長

(4) 産業科学研究所事務部長

(5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所事務部で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。